

○山口県青少年健全育成条例の運用について

昭和60年3月13日

保 防 第 3 9 4 号

最近における青少年非行問題の深刻化とその非行の背景となつている青少年を取り巻く社会環境の悪化に対処するため、このたび山口県青少年保護育成条例（昭和32年山口県条例第37号）の一部が改正され、昭和60年4月1日から山口県青少年健全育成条例（以下「条例」という。）として施行されることになったが、警察における運用については、次のとおりとするので取扱いに遺憾のないようにされたい。

なお、「山口県青少年保護育成条例施行事務等の取り扱いについて（例規指示）」（昭和47年5月24日刑防第572号）は廃止する。

記

1 条例運用の基本的な考え方

条例は、青少年の健全育成に関する施策の総合的な推進と青少年の健全育成を害する行為の防止によつて青少年を保護し、育成することを目的としており、県民に対し健全育成の責任を強調するとともに県の任務を明確化している。

青少年の健全育成を阻害する行為の取締りは、警察本来の任務であるので、この条例の趣旨を十分理解して効果的かつ適正な指導取締りを推進し、所期の目的を達成するよう運用すること。

2 条例の周知徹底

県民に対するこの条例の周知徹底は、県が主導的に行うことになるが、警察としても各種会合等の機会を利用して制限禁止事項の遵守について県民の自覚と協力を求めるなど条例の周知徹底について側面的に協力すること。

3 有害指定申請と取締り

青少年に有害な影響を及ぼしている興行、図書類、広告物、がん具類等の条例制限規定の指導取締りは、社会環境の浄化と青少年の健全育成についての県民の強い要望にこたえて行うものであるから、山口県社会福祉審議会の定めるところにより慎重に判断したうえ、次の点に留意して措置し、指導取締りの徹底を期すること。

(1) 興行

有害興行については、刑法（わいせつ罪）による取締りをすることはもちろんであるが、その他有害と認められる興行があることを知つたときは、すみやかに、人身安全・少年課を通じて知事に、有害指定申出書（別記第1号様式。以下「申出書」という。）により指定の申出を行うこと。

(2) 図書類

有害図書類については、刑法（わいせつ罪）による取締りをすることはもちろんであるが、その他の図書類についても、有害と認められるものは

申出書により、人身安全・少年課を通じて知事に指定の申出を行うこと。

(3) がん具類等

有害がん具類等については、当該有害がん具類等が銃砲刀剣類所持等取締法、軽犯罪法、その他の法令による規制に抵触する場合は、これらによる取締りを行うことはもちろんであるが、有害かどうか実務上判断の困難な場合もあるので、これらのものが当面

ア 青少年の間に流行し、又は流行のおそれのあるもの

イ 人体又は財産に実害が発生し、又は実害を及ぼす危険性の強いものを重点に指定の申出を行うものとし、原則として当該現物を添付して申出書により人身安全・少年課を通じて知事に指定の申出を行うこと。

(4) 広告物

有害と認められる広告物を発見したときは、掲出者の自覚を促し、自粛させる等条例の目的と合致する措置を講ずるとともに、現品又はその写真（原版を含む。）を添えて申出書により、人身安全・少年課を通じて知事に指定の申出を行うこと。

(5) 一般からの申出による処置

有害指定の申出は、条例第19条の規定に基づき何人もその指定の申出ができることになっているので、一般人から警察に対し指定の申出がなされた場合は、申出書によつて受理し、前項各区分に準じて処理すること。

なお、これは一般人からの有害指定の申出を全面的に警察で受理するものではなく、警察に申出があつた場合に、これを取り次ぐものである。

4 違反検挙

(1) 運用上の基本的留意事項

ア 運用上の注意

この条例は、県民の自主的な活動を尊重しながら青少年の健全な育成を図ろうとするものであるから、その趣旨を尊重し憲法上保障された基本的人権を不当に侵害することのないよう適正かつ妥当な運用に努めること。

イ 条例の適用

この条例は、現行法令で取締りの困難な各種の有害行為を規制したものであり、規制対象となつているものの中には、他の法令に規定する罪に係る構成要件、保護法益等で共通又は関連性を有するものがある。

従つて、この条例の適用に当たつては、これらの関係法令と比較対照し、個々の行為が他の法令の構成要件を充足していないかどうかを検討して、この条例の適用を誤らないようにすること。

ウ 指導教養

全警察官が自信をもつて指導取締りができるよう条例の解釈、運用について具体的な指導教養を行うこと。

エ 指揮の徹底

この条例に基づく取締りに当たつては、捜査着手の段階から終結に至

るまでの全過程を通じて指揮の徹底を期すること。

オ 秘密の保持

この条例違反の取締りによる保護対象は、青少年であるので、その心情や特性に配慮するとともに秘密の保持に十分注意すること。

カ 関係少年の補導

この条例の規制対象行為の相手方となっている青少年に対しては、これを補導し適切な措置を講ずること。

(2) 検挙着手の報告

ア 条例中次の違反に係る事件については、検挙着手前に、事件の概要、捜査状況等を生活安全捜査課を経由して速やかに報告すること。

(ア) 深夜における営業用個室への立入りの制限（第10条の2第1項、第2項）

(イ) みだらな性行為又はわいせつ行為の禁止等（第12条第1項）

(ウ) 入れ墨を施す行為等の禁止（第12条の2）

(エ) 児童ポルノ等の提供の求めの禁止（第12条の5）

(オ) 場所の提供及びあつせんの禁止（第13条）の規定のうち第1号、第4号

(カ) 深夜外出の制限（第14条第2項）

イ 上記アに掲げる違反事件の強制捜査に当たっては、その都度生活安全捜査課を経由して事前に報告を行い指揮を得て着手すること。

また、身柄の措置、事件送致等についても報告を励行すること。

5 立入り、調査等

条例第16条第1項の規定により知事が指定する者が行う立入り、調査等については、山口県青少年健全育成条例に基づく立入り、調査等の実施要綱（昭和61年4月17日付け婦青第19号）の定めるところにより行うこと。この場合において、立入調査員の指定及び解除並びに証票の取扱いについては、次の点に留意すること。

(1) 立入調査員の指定及び解除

ア 立入調査員として指定される者

人身安全・少年課及び警察署の生活安全課(刑事・生活安全課を含む。)

において少年・生活安全警察事務を担当している警察官及び少年育成官とすること。

イ 指定の解除

指定を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、すみやかに指定の解除を申請すること。

(ア) 退職したとき

(イ) 休職となつたとき

(ウ) 他所属又は少年、生活安全警察事務以外の分掌に異動したとき

ウ 申請手続

立入調査員の指定及び解除の申請手続については、人身安全・少年課を経

由して行うこと。

(2) 証票の取扱い

ア 証票の交付を受けたときは、証票交付台帳（別記第3号様式）を備え付け、証票の交付返納状況を明確にしておくこと。

イ 証票の交付を受けたときは、立入調査員証票受領書（別記第4号様式）を人身安全・少年課あて送付すること。

ウ 証票を紛失したときは、すみやかに手配の措置を講ずること。

6 報告

(1) 特異事案及び社会的に反響の強い事犯（案）については、その都度生活安全捜査課を経由して速報すること。

(2) 条例の運用状況については、山口県青少年健全育成条例に基づく立入り、調査実施状況表（別記第5号様式）により、4半期ごとに取りまとめ、翌月の10日までに人身安全・少年課を経由して報告すること。